

学位授与取消しの措置の概要

元分子細胞生物学研究所加藤茂明教授が主宰した研究室（以下「旧加藤研究室」）における論文不正に関して、学位請求論文に係る不正行為の疑いについて調査した結果、農学生命科学研究科長から下記の3名の学位授与を取り消すことが相当であるとの上申があり、総長が平成27年3月23日にそれぞれの学位授与を取り消すことを決定した。

記

被授与者 金 美善 氏
学位の種類 博士（農学）
学位授与日 平成17年3月24日

1. 当該学位請求論文『ビタミンD受容体を介したリガンド依存的な転写抑制の新たな分子機構の解明』においては、旧加藤研究室における論文不正に係る東京大学科学研究所行動規範委員会の裁定により、金氏が筆頭著者として *Molecular and Cellular Endocrinology*, Vol. 265-266, pp. 168-173 に掲載した論文において、金氏による捏造・改ざんの不正行為があったものと認定された図の一部が学位請求論文の第2章の1枚の図に使用されている。
2. 1.の他にも学位請求論文で画像の重複使用が疑われる図が第3章に1枚及び第4章に1枚存在するが、金氏は不正行為を否定するだけの合理的な説明や証拠を提出できなかったため、自ら不正行為を行い、不正行為であると認識していた図を学位請求論文に使用したことは否定できない。
3. 1.と2.の不正行為に係る図は、学位を授与された金氏が自ら捏造・改ざんを行ったうえで、学位請求論文において使用したものであった。
4. 金氏の学位請求論文について、上記3枚の図及び関連する記述を削除した場合、同じ結論を導くことができないことが確認された。また、1.と2.の不正行為に係る箇所は、専門的な観点から学位請求論文全体の論旨に重要な意味をもち、特に博士論文としての評価に影響がある。

被授与者 藤木 亮次 氏
学位の種類 博士（農学）
学位授与日 平成19年3月22日

1. 当該学位請求論文『脂溶性ビタミン受容体によるクロマチン構造変換を介した転写制御機構の解析』においては、旧加藤研究室における論文不正に係る東京大学科学研究行動規範委員会の裁定により、藤木氏が筆頭著者として The EMBO Journal, Vol. 24, pp. 3881-3894 と Nature, Vol. 459, pp. 455-459 に掲載した論文において、藤木氏による捏造・改ざんの不正行為があったものと認定された6枚の図と3枚の図が、学位請求論文の第2章の6枚の図と第3章の3枚の図としてそれぞれ使用されている。
2. 1.の不正行為に係る図は、学位を授与された藤木氏が自ら捏造・改ざんを行ったうえで、学位請求論文において使用したものであった。
3. 藤木氏の学位請求論文について、農学生命科学研究科再評価委員会は、上記9枚の図及び関連する記述を削除した場合、同じ結論を導くことはできないと判定した。1.の不正行為に係る箇所は、学位請求論文全体における分量が多い他、専門的な観点から論文全体の論旨に重要な意味をもち、特に博士論文としての評価に影響がある。

被授与者 古谷 崇 氏
学位の種類 博士（農学）
学位授与日 平成17年10月3日

1. 当該学位請求論文『男性ホルモン受容体の機能調節に関する研究』においては、旧加藤研究室における論文不正に係る東京大学科学研究行動規範委員会の裁定により、古谷氏が筆頭著者として Biochemical and Biophysical Research Communications, Vol. 294, pp. 779-784 と The Journal of Pharmacology and Experimental Therapeutics, Vol. 315, pp. 545-552 に掲載した論文において、古谷氏による捏造・改ざんの不正行為があったものと認定された1枚の図と2枚の図が、学位請求論文の第2章の1枚の図と第4章の2枚の図としてそれぞれ使用されている。
2. 1.の不正行為に係る図は、学位を授与された古谷氏が自ら捏造・改ざんを行ったうえで、学位請求論文において使用したものであった。
3. 1.の不正行為に係る箇所は、2つの章に含まれており、専門的な観点から学位請求論文全体の論旨に重要な意味をもち、特に博士論文としての評価に影響がある。

【取消しの根拠】

■ 東京大学学位規則第17条

(学位授与の取消し)

- 第17条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、学部の教授会又は教育会議の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。
- 2 学部の教授会又は教育会議において前項の議決をするには、教授会構成員又は委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、その出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。第12条第2項ただし書の規定は、この場合に準用する。
- 3 総長は、第1項に基づいて修士の学位、博士の学位又は専門職学位の授与を取り消したときは、その旨を公表する。